

☆傷害特約の給付申請について

①給付対象期間は事故日より180日間で、90日を限度に給付します。1度の事故につき1回の申請ですので、添付資料は治療終了(完了)後に作成してください。180日を経過してもなお治療中の場合は、180日までの内容で作成してください。

* 「診断書(ケガの場合)」が必要な場合

・交通事故の場合は、事故証明書が必要です。

・交通傷害での自宅療養の場合は、「診断書」の「自宅療養期間(就業不能等)」欄に記載がある場合に対象となります。(事故担当の損保会社等から①診断書②診療報酬明細書③事故証明書のコピーを無料で取ることができます。)

※鍼灸・整体・接骨院への通院は給付の対象になりません。

3. 人間ドックを受けた場合



生命共済

61歳以上の退職者が対象です。自己負担があった場合、1口あたり2,000円を限度に実費を補助します。ただし、公的医療保険が適用される検査は除きます。領収書はコピー可。[61歳以上で3月退職した場合は、退職日から7月末までは「現職者扱い」です(契約期間の関係)]

◎	領収書(コピー) (人間ドックまたは脳ドックまたは健康診断(公的医療保険が適用される検査は除く)のもの)
---	---

4. 出産した場合



医療共済

◎	母子手帳の写し(出生届済証明のページ) または 戸籍抄本のいずれか
---	-----------------------------------

5. 後遺障害の申請をする場合



生命共済

70歳までの現職者が対象です。

注：後遺障害共済金は症状固定がされてから申請してください。

◎	後遺障害診断書(A-2)もしくは(A-3) (胸腹部臓器用・それ以外用の2種類のいずれか)
◎	診断書取得の際の領収書(コピー)
◎	同意書(A-4)
○	印鑑登録証明書
○	加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

6. 死亡の申請をする場合



生命共済・医療共済

*1 加入者本人が受取人の場合は必要ありません。受取人が未成年の場合は、親権代表者の印鑑登録証明書が必要です。

*2 本人死亡の場合、委任状を求めることがあります。同順位の共済金受取人が2人以上いる場合、受取人は1人に定めなければなりません。その際は、他の方の委任状が必要となります。

*3 交通災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

*4 公務災害死亡の場合(70歳までの現職者が対象です)

◎	死亡診断書または死体検案書
◎	同意書(A-4)
◎	戸籍謄本(共済金受取人が特定できる全部事項証明)
○	*1 印鑑登録証明書(共済金受取人のもの)
○	*2 委任状(本人死亡で複数の受取人がいる場合)
○	*3 交通事故証明書
○	*4 公務災害認定書
○	加入者本人との関係がわかる同居の住民票か子どもであることがわかる戸籍謄本等

7. 臓器移植見舞金の申請をする場合



医療共済

必要な書類については、各県私教連・組までご連絡ください。

上記給付申請にはすべて給付申請書が必要です。

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

ご不明な点がございましたら、各県私教連・組もしくは全私教共済までご連絡ください。

全国私立学校教職員組合連合共済

2026.3改訂

※この書類は全国私教連のホームページ[<https://shikyoren.com>]から印刷することもできます